

# 敷地一丁目自治会会則

2020年4月1日

敷地一丁目自治会

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この自治会は、敷地一丁目自治会（以下「自治会」という。）という。

(事務所)

第2条 自治会の事務所は、会長の居住地に置く。

(目 的)

第3条 自治会は、コミュニティの根幹的組織として、会員相互の連帯的活動により、親睦と繁栄・健康で文化的環境を作り、会員の地域生活の充実向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 自治会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 環境、保健衛生に関する事業。
2. 交通安全、防犯、防災に関する事業。
3. 福利、厚生、敬老、親睦に関する事業。
4. 市、他官公庁及び宮竹学区自治会連合会に関する事業。
5. 地域の教育及び関係諸団体に関する事業。
6. その他目的を達するために必要とする事業。

(会 則)

第5条 自治会の適正な事業運営を図るため、この会則を定める。

- ②この会則に定めのない軽易な事項については、三役会で協議の上執行し、重要な事項については定例会で決定する。ただし、緊急を要する事項について会長が臨機の処置をした場合は、すみやかに三役、又は定例会で報告し承認を求めるものとする。
- ③この会則を改正する場合は総会に図り、出席者の過半数以上の同意を得なければならないものとする。
- ④改正した会則は、会員に供覧して周知を図るものとする。

(会則順守)

第6条 自治会役員及び会員は、この会則を順守し、夫々その義務を履行し、相互に協力して、目的を達するよう努めなければならない。

## 第2章 自治会の組織

(機 関)

第7条 機関の設置と機関の開催時期。

- 1.総会 3月下旬又は4月初旬開催
- 2.定例会 毎月開催を基本としその他必要に応じ開催
- 3.三役会 随時開催
- 4.各種委員会 随時開催

(機関の成立)

第8条 第7条の機関は定数の3分の2以上の出席で成立とする。

(総会)

第9条 総会は自治会の最高決議機関であって会長、副会長、会計、組長、各種委員会委員長、及び顧問、相談役の現役員と次期役員で構成し、会長が之を召集し、次の各項を審議決定する。

1. 年間の事業報告及び事業計画
2. 役員を選出
3. 予算及び決算
4. 会則の改正
5. その他重要事項

(定例会)

第10条 定例会は総会に次ぐ決議機関であって会長、副会長、会計、組長、各種委員会委員長、で構成し、必要に応じ関係役員及び会員が出席できるものとし会長が之を召集する。

定例会は次の各項を審議決定する。

1. 自治会の運営に関する重要な事項
2. 会則の改正案の作成
3. 役員等の体制
4. その他

(三役会)

第11条 三役会は会長、副会長、会計で構成し、必要に応じ関係役員及び会員が出席できるものとし、会長が之を召集する。

三役会は次の事項を審議決定する。

1. 自治会の運営に関する軽微な事項
2. 自治会の運営に関する事項の内、緊急を要する事項
3. その他

(委員会)

第12条 自治会に次の委員会を置く。委員は各組より選出するものとする。

1. 体育委員会
2. 交通安全委員会
3. 婦人会
4. 子ども会
5. その他必要と認められる委員会

### 第3章

(会 員)

第13条 敷地一丁目自治会に居住する者及び事務所、事業所を有する個人・法人はすべて会員とする。

第14条 敷地一丁目自治会に新たに居住しようとする者は、当該組長を通じ、会長に自主防災台帳兼世帯名簿を提出して入会するとともに、自治会費を負担する。

(脱 会)

第15条 敷地一丁目自治会より転出する者は、組長を通じ、会長に脱会を申し出て脱会する。この場合、既に納入した会費は脱会翌月分から月割りで返還する。

但し、集合住宅において不動産管理会社と契約している場合にはその契約に準じる。

第4章 自治会費等負担金

(自治会費)

第16条 自治会の事業運営に必要な費用にあてるため、次の通り自治会費を会員が負担する。

1 一般会費

世 帯 1カ月 450円

2 独(単)身 1カ月 300円

3 法人会費、事業所会費

自治会内に事務所、事業所を有する個人・法人 1カ月1,000円

ただし、当自治会内に居住し、当自治会役務を務めることが出来るものは除く。

(自治会入会金)

第17条 入会金は無しとして、今後問題発生の場合は定例会で協議する。

(納 入)

第18条 自治会費は 原則として1年分一括納入を基本とし組長が取り纏め、5月の定例会に会計に納入する。ただし半年毎の納入を会員が申し出た場合はこれを認め、後期の半年分の納入月は10月の定例会を原則とする。ただし、新規入会者が途中月の場合は入会の翌月からの会費の納入とする。

5章 役員及び職務、任期

(役員の種類別)

第19条 自治会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名

2. 副会長 2名

3. 会 計 1名



4. 組長 各組より1名
5. 各種委員会委員長 各委員会より1名
6. 各種委員会委員 各組より1名 (子ども会の役員は別途選出)
7. 顧問、相談役を若干名置くことが出来る。

(役員を選出)

第20条 各役員については総会において承認を受けるものとする。

- ① 自治会三役、会長、副会長、会計は担当グループより選出する。
- ② 担当グループは3名以上の選考委員を選出する。
- ③ 担当グループは会長、副会長、会計の選出に当たる。
- ④ 副会長および会計の選出は、原則として会長選出以外の組の輪番制とするが、副会長1名と会計については、会長が指名することもできるものとする。  
また、定例会で承認された場合は、再任することができる。
- ⑤ 組長の選出は各組の定める方法により選出するものとする。
- ⑥ 各種委員長は各種委員会の選出方法によるものとする。
- ⑦ 顧問、相談役は総会の承認を受けて会長が委嘱する。
- ⑧ 会員およびその配偶者が高齢者(満75歳以上)となった会員、ならびに特別な事情ある会員と認められた会員の役員を免除する。

但し、高齢会員で当該会員より免除辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

- ⑨ 担当グループはA,B,Cの3グループとし、輪番制で回す。
- ⑩ 宮竹学区自治会連合会の役員(連合会3役、体育振興会3役、宮竹小施設利用担当)を担った会員は、退任後3年間、自治会3役及び組長の役員を免除する。但し、当該会員より免除辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

(役員職務)

第21条 役員職務は次の通りとする。

- ① 会長は自治会を代表し、自治会内を総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 会計は自治会の会計を担当する。
- ④ 組長は各組を代表し、組内を掌握する。
- ⑤ 委員会委員長は委員会を代表し、委員会の運営にあたる

(役員任期)

第22条 会長の任期は原則として2年間とする。但し、特別の事由により1年間とする  
ことが出来る。但し再任を妨げない。

- ② 役員任期は総会から次期総会までとする。
- ③ 三役(会長、副会長、会計)に特別の事由があるとき、定例会においてこれを認めた場合には、任期中でも辞任することが出来る。ただし後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- ④ 顧問、相談役の任期は1年間とする。但し再任を妨げない。

## 第6章 事業実施計画

### (事業実施)

第23条 自治会の事業年度は毎年4月1日から3月31日とする。

- ② 自治会の事業計画及び事業報告・収支予算は会長が作成し、収支決算は会長と会計が合同で作成し、それぞれ事業年度当初の総会で承認を得なければならないものとする。
- ③ 収支決算については、総会に提出する前に定例会に報告するものとする。
- ④ 組長は定例会及び総会の結果を、組内の会員に供覧して報告するものとする。

### (積立金)

第24条 自治会の資産確保及び運営・災害発生等による突発的な出費の手当のため、会計年度ごとに資金を積みたてるものとする。

- ② 積み立て金額は各年度100,000円を原則とする。  
但し年度決算の状況により、積み立て金額の増減を認めるものとする。
- ③ 積立金を支出する場合は総会において承認を得なければならない。
- ④ 積立金の収支決算は総会に報告し承認を得なければならない。

## 第7章 慶弔見舞

第25条 自治会役員及び会員、並びに関係者が死亡し、又は傷病に1か月以上かかったときは、次の通り弔慰金又は見舞金を贈呈する。ただし、自治会の会員及び会員以下で特別の場合には三役協議の上、増額又は贈呈を決定する。

死亡又は傷病者	会葬出席者又は慰問者	金額
会長	副会長、会計及び組長代表者	10,000円
副会長・会計	会長又は副会長又は会計	5,000円
組長	会長又は副会長又は会計	5,000円
各委員	会長又は副会長又は組長	5,000円
会員	同上	5,000円
関係者	同上	5,000円～10,000円



## 第8章 旅費及び報酬

### (旅 費)

第26条 自治会員が自治会用務のために活動する旅費については実費の支給を原則とする。

なお、日当等の手当支給が妥当と判断される場合はその都度定例会において決定し支給することができる。

### (報 酬)

第27条 自治会役員に対し、下記の通り報酬を支払う。

会 長	1年間	140,000円
副 会 長	〃	40,000円
会 計	〃	50,000円
組 長	〃	20,000円
顧 問	〃	10,000円
相 談 役	〃	10,000円
体育委員長	〃	17,000円
交通安全委員長	〃	12,000円
婦人会会長	〃	12,000円
子供会会長	〃	12,000円
地域安全推進員	〃	10,000円
廃棄物減量推進委員	〃	10,000円

②上記以外の役員の報酬については定例会において決定し支払うことが出来るものとする。

③組長と兼務する副会長および会計について、該当する役員報酬は各々の報酬の高額の方を支給するものとし、両報酬の重複支給は行わないものとする。

## 第9章 附則

第28条 この会則に定めのない事項については、その都度協議し執行することができる。

第29条 この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

昭和62年 改正	平成20年4月改正
昭和63年4月改正	平成25年4月改正
平成元年4月改正	平成26年4月改正
平成2年4月改正	平成28年5月改正
平成5年4月改正	平成29年9月改正 (第3章14条)
平成6年4月改正	(第4章17条) (第5章20条)
平成17年4月改正	2019年4月改正 (町内会から自治会へ名称変更)
平成18年4月改正	2020年4月改正 (第20条⑧70歳→75歳へ変更)

※登呂コープタウン町内会との合併に伴う暫定事項（平成25年4月）

- (1) 暫定期間は1～2年を原則とする。
- (2) 上記期間中は登呂コープタウンより副会長を1人選出する。
- (3) 副会長選出に関しては、登呂コープタウンに一任する。
- (4) その他の詳細に関しては、敷地1丁目町内会会則に準ずる。
- (5) 1年ごと、暫定事項について、三役会及び定例会にて協議する。
- (6) 変更その他、検討事項はその都度、三役会か定例会にて協議する。